

議案第55号

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月6日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年上越市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「特別利用保育、」を「特別利用保育を、」に改める。

第36条第3項後段中「総数」と、」を「総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に改め、「含む。」)と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

(上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年上越市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。